

第2次宇都宮市環境基本計画等の改定・策定について

○ 趣旨

「第2次宇都宮市環境基本計画」の改定及び「(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画」策定の考え方について報告するもの

1 第2次宇都宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の改定について

(1) 改定の必要性

本市においては、「環境都市」の実現に向け、平成23年2月に策定した「環境基本計画」に基づき、環境負荷の低減や資源の循環利用などに取り組んできたところである。

このような中、本市を取り巻く環境問題は、ごみ等の身近なものから、地球温暖化や生物多様性などの地球規模のものまで、今日の環境問題は複雑・多様化している。

また、東日本大震災を契機に市民意識が大きく変化し、エネルギー需給や経済活動、都市形成等において、環境の観点からも見つめなおすことが求められており、国においても都市の低炭素化に関する法律の施行やエネルギー政策に関連する計画、温室効果ガスの削減目標などが大きく見直されている。

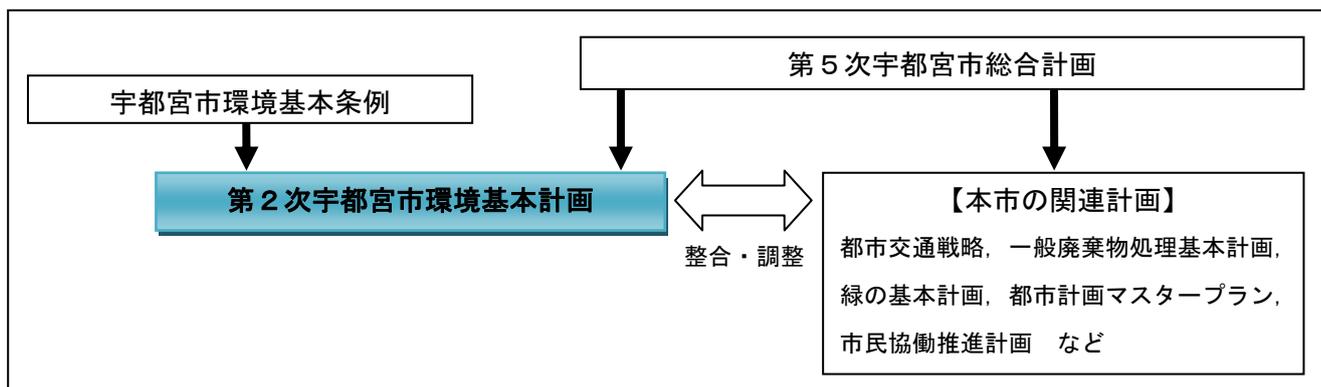
さらに、本市においては、今後直面する、少子・超高齢社会、人口減少時代の到来、環境問題への対応や、効率的で健全な都市経営を行う上で、コンパクトで自由・快適に移動できるまちづくりが必要となっている。

こうしたことから、これらの環境問題や多様化したニーズ等に的確に対応し、市民と事業者と行政が連携して持続可能な環境都市の実現に向けて取り組むことができるよう、現行計画の改定を行うものである。

(2) 計画の位置付け

- ・ 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）（以下「総合計画」という。）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための計画
- ・ 市環境基本条例に定める計画

【環境基本計画の位置付け】



(3) 計画期間

平成28年度～平成32年度までの5年間（環境基本計画の後期にあたる5年間）

(4) 検討内容

ア 現状と課題

現行計画の評価、少子高齢化・人口減少などの社会情勢、市民意識調査等を踏まえた市民ニーズなどによる現状の分析と課題の整理

イ 基本的な考え方

- ・ 市民・事業者とともに環境都市を目指すため必要となる、本市が目指すべき環境都市の方向性（イメージ）や目標を明確にする。（2050年をターゲットとした環境都市像）
- ・ 高い実効性を確保するため、戦略性の高い施策を優先化・重点化するほか、市民・事業者・行政などの各主体の役割を明確化する。

ウ 施策・事業等

本市が目指す持続可能なまちづくり（ネットワーク型コンパクトシティや公共交通等）とも整合を図った、「ごみの減量」・「公害対策」・「地球温暖化対策」・「生物多様性の維持」に関する戦略性の高い施策・事業を検討する。

2 (仮称) 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定について

(1) 策定の必要性

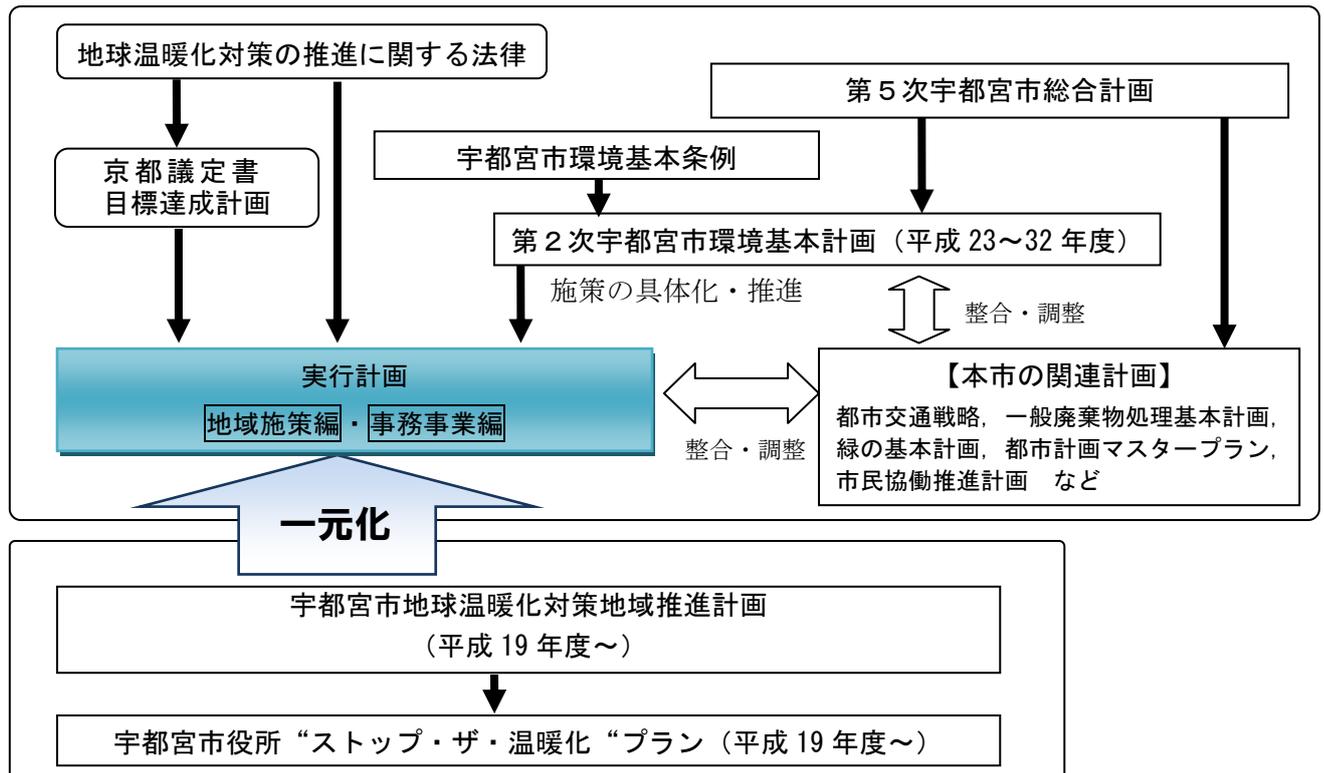
本市における地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、平成19年2月策定の市域における総合的な施策の推進を図る「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画（以下「推進計画」という。）と宇都宮市自らの事務事業を対象とした「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン（以下「プラン」という。）により、温室効果ガス排出量の削減に向けた、様々な施策・事業を推進しているところである。

このような中、東日本大震災を契機に国のエネルギー政策や地球温暖化対策に関連した温室効果ガスの削減目標などが大きく見直されており、これらに対応した実効性のある施策の展開が必要であることから、法に基づき「推進計画」と「プラン」を統合した、「地方公共団体実行計画」を新たに策定するものである。

(2) 計画の位置付け

- ・ 法第20条の3に定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画
- ・ 「環境基本計画」における地球温暖化対策に資する取組を横断的にまとめた個別計画

【実行計画の位置付け】



※ これまでは、平成19年2月策定の「推進計画」と「プラン」の2つの計画により対応してきたところであるが、平成21年度の法改正により、「推進計画」を「地域施策編」、「プラン」を「事務事業編」とした「実行計画」の策定が中核市に義務付けられたため、今回はこれらを一元化した計画を策定する必要がある。

(3) 計画期間

平成28年度～平成32年度までの5年間

(4) 検討内容

ア 現状と課題

温室効果ガスの排出量の把握及びその評価と市民意識調査等を踏まえた現状分析・課題の整理

※ 環境基本計画と関連する内容が非常に多いことから、環境基本計画における調査分析等を活用しながら同時に進めることとする。

イ 基本的な考え方

- ・ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定に当たっては、国の計画などと整合を図るほか、温室効果ガスの排出要因を分析・整理し、産業や民生などの部門別に温室効果ガスの排出量の現況推計と将来推計を行った上で、温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。
- ・ 温室効果ガス排出量の削減に向けた施策・事業の検討に当たっては、国のエネルギー政策の動向などを踏まえながら、本市の地域特性にあった施策・事業を検討し、必要に応じて重点化を図っていく。

ウ 施策・事業

以下の法に基づく4項目のほか、その他必要な施策を盛り込む。

- ・ 再生可能エネルギーの利用促進（太陽光，風力，バイオマスなど）を図る施策・事業
- ・ 区域の事業者・住民の温室効果ガス排出抑制等に関して行う活動促進する施策・事業
- ・ 地域環境の整備及び改善（公共交通機関の利便増進，都市の緑地保全・緑化推進など）に関する施策・事業
- ・ 循環型社会の形成（廃棄物等の発生抑制，3Rの推進など）に関する施策・事業

3 策定体制

別紙1のとおり

4 今後のスケジュール

平成26年	5月上旬	調査業務開始
	6月	基礎調査（9月頃まで）
	10月頃	環境審議会（調査の進捗報告）
	12月	環境都市像のイメージ検討（1月頃まで）
平成27年	2月	環境審議会からの中間答申
	4月	計画素案の作成（9月頃）
	10月頃	環境審議会（計画素案の報告）
	12月～	パブリックコメントの実施
平成28年	2月	環境審議会からの最終答申
	3月	計画決定，公表

※ 詳細は、参考資料1のとおり